

# 大石田町避難所運営ボランティア事前登録制度要綱

令和3年6月18日  
大石田町要綱第39号

## (目的)

第1条 この要綱は、町内で大規模な災害が発生した場合等に必要な避難所運営ボランティアを、町が事前に登録する制度に関し、必要な事項を定めることにより避難所の円滑な運営体制を確立することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難所運営ボランティア 避難所の運営に協力するボランティアをいう。
- (2) 避難所 町指定避難所をいう。

## (活動内容)

第3条 避難所運営ボランティアは、大規模災害が発生した場合等において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 避難所の運営支援
  - (2) 前号に掲げるもののほか、大石田町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要であると認めた活動
- 2 避難所運営ボランティアは、平常時において、町等が主催する研修会、訓練等への参加に努めるものとする。

## (参集要件)

第4条 避難所運営ボランティアは、町内に避難所を開設して以降に、前条第1項に規定する活動が可能な状況であるときは、あらかじめ町が指定した参集場所、又は町が指示する場所に参集するものとする。この場合において、通信手段が確保されているときは、参集場所へ事前に連絡するものとする。

- 2 第1項に規定する場合のほか、本部長から活動要請があった場合であって、前条第1項に規定する活動を行うことが可能な状況であるときは、あらかじめ指定した参集場所、又は町が指示する場所に参集するものとする。

## (登録要件)

第5条 避難所運営ボランティアに登録することができる者は、次に定める要件を満たすものとする。

- (1) 次条第1項に規定する申込みをする日において、満20歳以上であること。
- (2) 町内に在住又は町内事業所に勤務していること。

(登録手続き等)

第6条 避難所運営ボランティアとして登録を受けようとする者は、大石田町避難所運営ボランティア登録申込書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みがあったときは、大石田町避難所運営ボランティア登録者名簿(様式第2号。以下「登録者名簿」という。)に登録するものとする。

(登録証の交付等)

第7条 町長は、前条の規定により登録した者(以下「登録者」という。)に大石田町避難所運営ボランティア登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

2 登録者は、第3条に規定する活動を行う場合には常に登録証を携帯し、町職員や避難者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(活動期間)

第8条 登録者が活動を行う期間は登録者の任意の期間とする。

(登録の変更)

第9条 登録者は、登録した事項に変更が生じたときは、大石田町避難所運営ボランティア登録事項変更届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第10条 登録者は、登録を辞退する場合は、大石田町避難所運営ボランティア登録辞退届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録を辞退した者は、速やかに登録証を町長に返還しなければならない。

(登録の抹消)

第11条 町長は、登録者として不適当と認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を町長に返還しなければならない。

(活動の報酬)

第12条 本制度による避難所運営ボランティアの活動は、無償で行うものとする。

(登録者の個人情報)

第13条 町長は、本制度による避難所運営ボランティアの活動に必要な範囲において、登録者に関する情報を関係部署及び関係機関へ提供するものとする。

(保険及び補償)

第14条 町長は、登録者のボランティア活動保険への加入手続のため、大石田町社会福祉協議会へ登録者名簿を提供するとともに、当該保険の加入手続を依頼する。

2 ボランティア活動保険の保険料は、町が負担する。

3 避難所運営ボランティア活動中の事故等に対する補償については、ボランティア活動保険の範囲内で行うものとする。

(情報提供等)

第15条 町長は、登録者に対して必要な情報提供等に努めるものとする。

(庶務)

第16条 避難所運営ボランティア事前登録制度の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、避難所運営ボランティアの登録に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。